

島根県安定ヨウ素剤配布計画

平成 27 年 3 月 31 日
(平成 29 年 3 月 27 日一部改正)
(令和 2 年 1 月 24 日一部改正)

島根県健康福祉部

目 次

第1章 総則	2
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格	
第3節 計画の前提	
第4節 計画の周知徹底	
第5節 計画の基礎とすべき災害の想定	
第2章 安定ヨウ素剤の緊急配布計画	4
第1節 基本方針	
第2節 備蓄計画	
第3節 緊急配布計画	
第3章 安定ヨウ素剤の事前配布計画	8
第1節 基本方針	
第2節 説明会の開催案内及び受領書の送付	
第3節 説明会の開催	
第4節 協力医療機関での相談等	
第5節 安定ヨウ素剤の更新等	
第6節 安定ヨウ素剤の服用量の変更に伴う追加配布及び交換	
第7節 安定ヨウ素剤の配布状況等の管理	
第4章 その他の事項	16
第1節 安定ヨウ素剤服用時の副作用対策	
第2節 安定ヨウ素剤の誤飲防止対策	
第3節 住民への周知・問合せ対応	

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、安定ヨウ素剤の事前配布体制及び緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制の整備に関し必要な事項を定め、原子力災害発生時において適時・適切に安定ヨウ素剤を服用させることで、放射性被ばくから県民の生命、身体を保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 県の安定ヨウ素剤の配布服用体制の整備となる計画

本計画は、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づく災害対策の実施計画となるものであり、国の原子力災害対策指針及び関連通知等との整合性を図り、県が設置した「安定ヨウ素剤の配布服用に関する検討委員会」の意見書を踏まえつつ、松江市、出雲市、安来市、雲南市（以下「関係4市」という。）との連携を図った上で作成したものである。

2 松江市、出雲市、安来市、雲南市の地域防災計画等との関係

関係4市が地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画を修正するにあたっては、本計画との整合を図るものとする。

3 計画の修正

この計画は、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画又は国の関連通知等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを修正するものとする。

4 計画の用語

この計画における用語は、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）において定められているものを除き、以下に定めるところによる。

- (1) 協力医療機関・・・住民説明会への協力、安定ヨウ素剤の事前配布の可否を決定する上で問診が必要な住民に対する問診、又は安定ヨウ素剤の受渡しを行う機関として、県に届け出を行った病院、診療所又は薬局をいう。
- (2) 服用不適切項目該当者・・・安定ヨウ素剤の成分、ヨウ素（ヨード）に対する過敏症（アレルギー）の既往等がある者をいう。
- (3) 慎重投与対象者・・・安定ヨウ素剤の単回服用は可能であるが、服用するかどうか十分な説明を受けて本人・保護者等が判断し、服用後の様態の変化等に配慮する必要がある者をいう。
- (4) 安定ヨウ素剤・・・丸剤（ヨウ化カリウム丸 50mg）及びゼリー剤（ヨウ化カリウム内服ゼリー16.3mg 及びヨウ化カリウム内服ゼリー32.5mg）をいう。

第3節 計画の前提

この計画は、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）における計画の前提を踏まえ策定する。

島根県地域防災計画（原子力災害対策編）より抜粋

第1章 第3節 計画の前提

発電所については、周辺環境の安全を確保するため、核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、電気事業法等の関係諸法令に基づき設計、運転、保守等各方面にわたって安全上の種々の厳しい規制が行われているが、発電所に万が一の事態が生じた場合に備えこの計画を策定するものである。

第4節 計画の周知徹底

この計画は、市、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、安定ヨウ素剤の配布手続き等に関しては医療関係者及び県民への周知を図るものとする。

第5節 計画の前提とすべき災害の想定

計画を策定するに当たり規定する原子力施設からの放射性物質の放出形態は、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）における想定を用いる。

島根県地域防災計画（原子力災害対策編）より抜粋

第1章 第6節 計画の基礎とすべき災害の想定

計画を策定するに当たり規定する原子力施設からの放射性物質の放出形態は、過酷事故が発生する可能性も考慮し以下のとおりとする。

「原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壤や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。」

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。」

第2章 安定ヨウ素剤の緊急配布計画

第1節 基本方針

県及び関係4市は、PAZ及びUPZ内の住民に対して、避難や屋内退避の際に、迅速に安定ヨウ素剤を配布できる体制を整備する。迅速な配布とは、服用指示が出される前に配布できることのほか、安定ヨウ素剤の服用が避難に対して従たる防護措置の一つであることから、安定ヨウ素剤の配布が避難行動に遅延を生じさせないことを要するものとする。

第2節 備蓄計画

1 一般住民等に配布する安定ヨウ素剤の備蓄

(1) 基本方針

県及び関係4市は、PAZ及びUPZ内の全ての住民及び災害業務に従事する職員に配布可能な分量の安定ヨウ素剤を備蓄する。

(2) 県及び関係4市の役割分担

関係4市は緊急配布に必要な安定ヨウ素剤及び当該市の災害業務に従事する職員への配布に必要な安定ヨウ素剤の備蓄を行う。

県は、県の災害業務に従事する職員への配布に必要な安定ヨウ素剤のほか、関係4市の緊急配布等に不足が生じた場合に速やかにそれを補てんするため、予備の安定ヨウ素剤を備蓄する。

(3) 備蓄数量

県及び関係4市の安定ヨウ素剤の備蓄数量は、別に定める。

(4) 備蓄場所

関係4市は、速やかに住民への配布ができるよう、配布体制、配布場所、避難経路等を踏まえて安定ヨウ素剤の備蓄場所及び備蓄数量を決定する。

(5) 備蓄した安定ヨウ素剤の管理

県及び関係4市は、備蓄した安定ヨウ素剤について、管理協定を締結のうえ適切に管理する。

2 学校及び保育所における安定ヨウ素剤の備蓄

(1) 基本方針

県及び関係4市は、PAZ及びUPZ内の学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校）及び保育所（幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を営む施設及び認可外保育施設を含む。）（以下「学校等」という。）に、園児・児童・生徒（以下「児童等」という。）及び教職員等に配布可能な分量の安定ヨウ素剤を備蓄する。

(2) 県及び関係4市の役割分担

市は当該市立の学校等における備蓄を、県はそれ以外の学校等における備蓄を所管する。

(3) 県立又は市立以外の学校等への備蓄

県立又は市立以外の学校等については、当該学校等の管理者の申し出に基づき、県が当該管理者との管理協定を締結のうえ安定ヨウ素剤を備蓄する。

(4) 備蓄した安定ヨウ素剤の管理

学校等に安定ヨウ素剤を備蓄する場合には、当該学校等に、「学校危機管理の手引き（原子力災害発生時の対応編）」（島根県教育委員会作成）又は「保育所等における原子力災害時対応マニュアル作成のための手引き」（島根県健康福祉部子ども・子育て支援課作成）等を参考に作成された避難計画（原子力災害対応マニュアル等）に安定ヨウ素剤の配布・服用に関する事項が定められていることを要件とする。

当該学校等は、別に定める「特定施設における安定ヨウ素剤保管取扱要綱」に基づき管理する。

(5) 児童等の保護者の事前の同意

学校等は、「特定施設における安定ヨウ素剤保管取扱要綱」に基づき、在学する児童等の保護者に対して、緊急時の服用についてあらかじめ同意を得るとともに、服用しない児童等への対応方法等を説明する。

3 病院、有床診療所及び社会福祉施設（入所施設）における安定ヨウ素剤の備蓄

(1) 基本方針

県は、PAZ 及び UPZ 内の病院、有床診療所及び社会福祉施設（入所施設）（以下「病院等」という。）に、入院患者、入所者及び職員に配布可能な分量の安定ヨウ素剤を備蓄する。

(2) 県立又は市立以外の病院等への備蓄

県立又は市立以外の病院等については、当該施設管理者の申し出に基づき、当該管理者との管理協定を締結のうえ安定ヨウ素剤を備蓄する。

(3) 備蓄した安定ヨウ素剤の管理

病院等に安定ヨウ素剤を備蓄する場合には、当該施設に、「病院における「原子力災害にかかる避難計画」作成ガイドライン」又は「社会福祉施設（入所施設）における「原子力災害にかかる避難計画」作成ガイドライン」に基づく避難計画に安定ヨウ素剤の配布・服用に関する事項が定められていることを要件とする。

当該施設等は、別に定める「特定施設における安定ヨウ素剤保管取扱要綱」に基づき管理する。

4 安定ヨウ素剤の備蓄に関する共通事項

(1) 購入

備蓄に必要な安定ヨウ素剤は県が購入し、関係 4 市若しくは備蓄場所の管理者に引き渡す。

(2) 管理

県は、安定ヨウ素剤の使用期限を管理し、使用期限が経過するまでに適切に更新を行う。なお、県が行う管理の一部を備蓄先の施設管理者に委任する場合においては、県は、管理協定に基づき、委任先の業務を適切に管理する。

(3) 廃棄

使用期限が切れた安定ヨウ素剤は、県が回収し廃棄する。

第3節 緊急配布計画

1 緊急配布

(1) 基本方針

県及び関係4市は、緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備する。整備にあたっては、避難や屋内退避等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備するものとする。

(2) 県及び関係4市の役割分担

一般住民及び当該市の災害業務に従事する職員への緊急配布は、原則として関係4市において行うものとする。県は、緊急配布に不足が生じた場合の予備を確保するとともに、県の災害業務に従事する職員への配布を行う。

(3) 緊急配布する安定ヨウ素剤の種類と配布量

緊急配布する安定ヨウ素剤の種類と量は原則下表のとおりとする。

年齢	配布する安定ヨウ素剤の種類と量（1人当たり）		
	ヨウ化カリウム内服ゼリー16.3mg	ヨウ化カリウム内服ゼリー32.5mg	ヨウ化カリウム丸50mg
生後1ヶ月未満	1包	—	—
生後1ヶ月以上3歳未満	—	1包	—
3歳以上13歳未満	—	—	1丸
13歳以上	—	—	2丸

2 配布時期

(1) PAZ

PAZにおいては、市は警戒事態と判断された時点から要員の配置等の体制を整え、基本的には施設敷地緊急事態となった時点で、服用不適切項目該当者以外への配布を開始する。原子力発電所の事故が早期に進展することが見込まれる場合には、国若しくは県、市は配布体制が整い次第配布を開始するよう指示する。

(2) UPZ

UPZにおいては、関係4市は施設敷地緊急事態と判断された時点から要員の配置等の体制を整え、配布体制が整い次第配布を開始する。

(3) 学校等及び病院等での対応

事前に施設内に備蓄している学校等及び病院等においては、それぞれが作成する避難計画において、配布の時期を明らかにしておく。

なお、それぞれが作成する避難計画においては、次の事項を定めるものとする。

- ・配布時期は、服用指示が出される可能性のある避難指示又は屋内退避指示までの間で、速やかに配布が可能な時期に配布すること。ただし、配布後の逸失や誤飲の可能性が高い場合であつて、服用時に施設の職員等が介助する計画の場合においては、服用指示が出るまで配布しないことができるものとする。

- ・保護者等に児童等を引き渡す際には、備蓄している安定ヨウ素剤を併せて渡すことは可とする。
なお、渡した児童等については記録しておくものとする。

3 安定ヨウ素剤の搬送

関係 4 市は、安定ヨウ素剤を、備蓄場所から配布場所まで搬送する。

4 安定ヨウ素剤の配布場所

県と関係 4 市は、避難及び屋内退避等の際に、速やかに配布できるよう、原則として以下の場所で安定ヨウ素剤を配布する。具体的な場所は関係 4 市が、広域避難計画との整合を図りつつ選定するものとする。

- ・備蓄場所と同じ、又は速やかに安定ヨウ素剤の配達が可能な場所
- ・一時集結所に指定されている学校・公民館など、避難経路の近辺で、住民が容易に立ち寄ることができる、かつ避難の支障とならない場所

5 安定ヨウ素剤の配布方法

安定ヨウ素剤の配布にあたっては、以下の点に留意して行う。

- ・被ばくを軽減するため、避難する際に乗車するバスや、屋内にある集合場所で配布すること
- ・放射性物質放出のおそれがある場合及び放射性物質放出後に、住民が屋内や車内で待機できるように配布場所を指定すること
- ・服用指示があるまでは絶対に服用をしないよう注意を喚起すること
- ・極力一人でいる際に服用せず、服用後に状態の観察ができるよう家族又は近隣住民と一緒にいる際に服用するよう注意を喚起すること
- ・安定ヨウ素剤の禁忌情報、服用量、副作用が起こった場合の連絡先・対処方法等についての説明用紙を併せて配布すること
- ・配布は 1 回分を原則とすること（1 回目の服用後はできるだけ避難を優先させる。）

なお、緊急配布にあたっては、医療関係者の対応は前提とせず、関係 4 市の災害業務に従事する職員を主体として、具体的な配布体制及び手順を定めることもやむを得ないものとする。

第3章 安定ヨウ素剤の事前配布計画

第1節 基本方針

(1) 概要

県及び関係4市は、服用の指示に基づき速やかに安定ヨウ素剤を服用することができるよう、必要な者に対して安定ヨウ素剤を平時から事前に配布する。

安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては、住民の意思を尊重し、安定ヨウ素剤の受領を強制することなく、デメリットや適切な管理の必要性を十分に理解したうえで事前配布を求める者に配布することを基本とする。

(2) 事前配布の範囲

服用不適切項目該当者を除く以下の者のうち、原則として40歳未満の者並びに40歳以上であっても妊婦、授乳婦及び事前配布の時点で挙児希望のある女性を対象とする。ただし40歳以上であっても希望者には事前配布を行う。

ア PAZ内の住民及びPAZ内の事業所に勤務するPAZ外の住民

イ UPZ内の住民のうち、緊急時に速やかな配布を受けることができないなどの一定の事由に基づき事前配布の希望を申し出た住民

(3) 事前配布する安定ヨウ素剤の種類と配布量

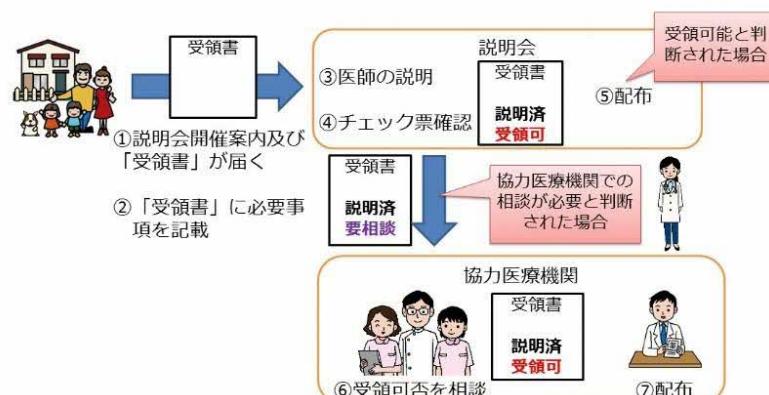
事前配布を行う年度の翌4月1日における年齢を基準とし、その種類と量は下表のとおりとする。

年齢	事前配布する安定ヨウ素剤の種類と量 (1人当たり)	
	ヨウ化カリウム内服 ゼリー32.5mg	ヨウ化カリウム丸 50mg
生後1ヶ月以上3歳未満	1包	—
3歳以上13歳未満	—	1丸
13歳以上	—	2丸

(4) 安定ヨウ素剤の事前配布の手続き概要

安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては、原則として医師による住民への説明会を開催し配布する。可能な限り住民の利便性に配慮し、安定ヨウ素剤が取得しやすい手続きとする。

安定ヨウ素剤の説明会による事前配布の手続き概要



第2節 説明会の開催案内及び受領書の送付

1 対象者の確定

(1) PAZ 内の住民

県は、松江市から毎年、PAZ 内の住民の住民基本台帳データの提供を受け、当該年度の配布対象者を確定する。

(2) PAZ 内の事業所に勤務する PAZ 外の住民及び UPZ の住民

県は、毎年度 1 回以上事前配布の申し込みを受け付け、内容を審査のうえ配布対象者を確定する。

2 説明会の開催計画の作成

(1) PAZ 内の住民への説明会

県は、松江市と協力して、当該年度の説明会の開催計画を策定する。

(2) PAZ 内の事業所に勤務する PAZ 外の住民及び UPZ 内の住民への説明会

県は、関係 4 市と協力して当該年度の説明会の開催計画を策定する。

(3) 医療関係者との協議

県は、開催計画（開催日程）について、医療関係者と協議して作成する。

3 説明会の開催案内

(1) PAZ 内の住民

県及び松江市は、開催計画に基づき PAZ 内の配布対象者に対して説明会の案内を送付する。

説明会の案内には、住民一人に一枚ずつ氏名が記載された受領書及び説明資料等を添付する。

なお、案内に際して、住民が所属する地区以外で開催される PAZ 内の配布対象者を対象とした説明会への参加も可能である旨を通知する。

(2) PAZ 内の事業所に勤務する PAZ 外の住民及び UPZ 内の住民への説明会

県及び関係 4 市は、開催計画に基づき、配布対象者に対して説明会の案内等を送付する。

説明会の案内には、住民一人に一枚ずつ氏名が記載された受領書及び説明資料等を添付する。

なお、案内に際して、住民が勤務又は居住する市以外で開催される PAZ 内の事業所に勤務する PAZ 外の住民及び UPZ 内の住民を対象とした説明会への参加も可能である旨を通知する。

(3) 県と関係 4 市の役割分担

受領書及び説明資料等については県が作成する。

案内状、受領書の送付は県と関係 4 市が協議のうえ、県が地区毎に適正かつ効率的な方法により行う。

第3節 説明会の開催

1 主催

県及び説明会を開催する会場の所在市は、共同で説明会を開催する。

2 役割分担

説明会の会場の確保及び地元調整は、県と関係 4 市が協議の上、原則として説明会場が所在する市が行う。

説明等を行う医師及び薬剤師への依頼・調整は県が行う。

説明会で使用する資機材及び資料については、県及び市が分担して準備する。

その他説明会の受付、案内など必要な業務は県及び説明会場が所在する市が共同で実施する。

3 説明会の概要

説明会では、大きく（1）受付、（2）記載支援、（3）説明、（4）判定、（5）配布の順で実施する。

（1）受付

- ・受付では、受領書を持参しているか、本人又は代理受領者であるかどうかの確認及び記載漏れの有無を確認する。
- ・記載漏れがある場合には、記載支援へ誘導する。

（2）記載支援

- ・記載支援では、受領書の記載内容が理解できない者に対して、説明を行い記載を促す。
- ・記載できない項目がある場合には、協力医療機関への相談が必要となる旨説明する。
- ・受領書の再発行を行う。
- ・保健師、看護師又は薬剤師等が支援を行う。

（3）説明

- ・医師から安定ヨウ素剤の効用及び副作用等の注意事項等について説明する。
 - ・県又は市から安定ヨウ素剤の保管等の取扱い及び配布手続きについて説明する。
- なお、PAZ 内の住民を対象とした説明会においては、避難計画についても説明する。

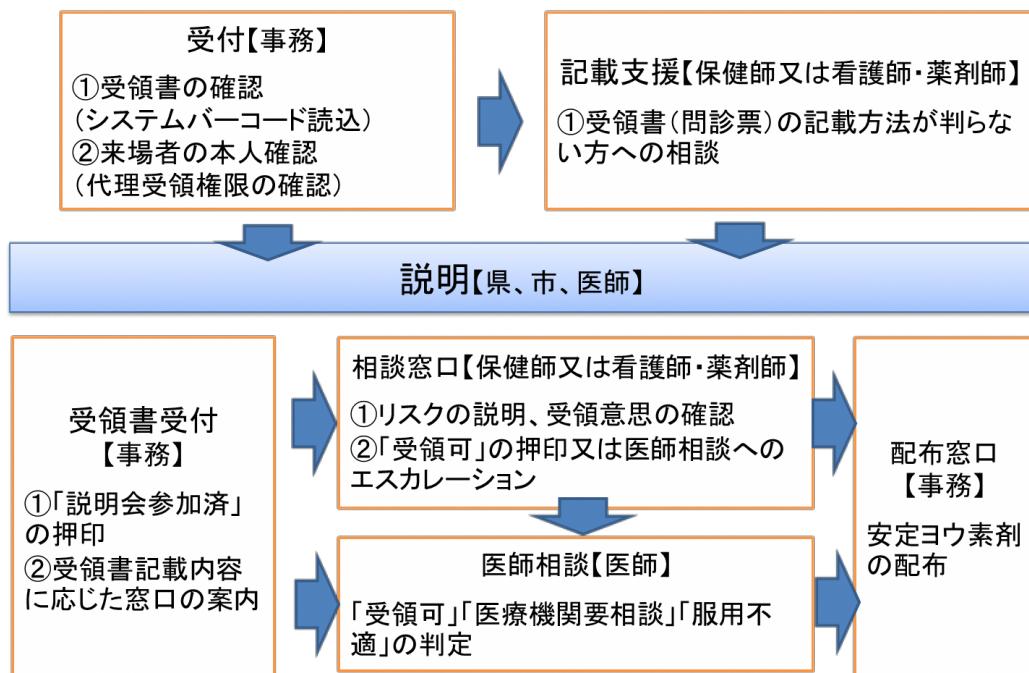
（4）判定

- ・服用不適切項目にチェックがある場合には、会場の医師が服用不適切項目該当者であることを最終確認する。
- ・慎重投与項目にチェックがある場合には、保健師又は看護師・医師と相談の上、配布を受けるかどうかを決める。説明会の場で判断ができない場合は、「医療機関要相談」の印を押し、協力医療機関での相談指示書を渡して別途協力医療機関での相談を指示する。
- ・服用不適切、慎重投与項目のすべてにおいて「いいえ」にチェックがある場合には、「安定ヨウ素剤受領可」の印を押し、安定ヨウ素剤を配布する。

（5）配布

- ・受領書毎に薬袋に氏名等を記入し、受領者の年令に応じた安定ヨウ素剤及び服用時の注意事項を入れて手渡す。
- ・安定ヨウ素剤を渡した者に受領サイン・日付を記入させ、受領書を回収し県に送付する。

住民説明会の概要



4 説明会開催時の調整

- ・県は説明会の開催にあたり関係4市と調整のうえ実施マニュアルを整える。
- ・関係4市は要員の確保等必要な協力をう。

5 その他

(1) 配布対象者以外の者の取り扱い

配布対象者ではない者（配布対象者リストに記載されておらず、受領書を持っていない者）については、会場への入場を許可しない（報道等特に認めた者は除く。）

(2) 受領書を忘れた者・紛失した者への取り扱い

配布対象者リストには記載されているが、当日受領書を持っていない者については、以下の選択肢の中から本人の意向に従い処理する。

- 自宅へ取りに帰る
- 本人確認が可能な場合、既に配布済みの受領書は廃棄することに同意した上で、受領書を再発行する。

第4節 協力医療機関での相談等

1 概要

説明会において協力医療機関での相談が必要と判断された者については、登録済みの協力医療機関で医師と相談のうえ、交付を受けるかどうかを判断し、配布を受ける。

2 協力医療機関の登録

(1) 協力医療機関の登録

県は、安定ヨウ素剤の事前配布に関して、住民に対する説明・相談を行う協力医療機関（病院・診療所）を募集する。

住民に対する説明・相談を行おうとする協力医療機関は、別に定めるところにより県に申し出るものとする。

県は、適切な説明・相談が可能であると認められる場合には、申し出た病院・診療所を協力医療機関として登録する。

(2) 協力医療機関への教育・研修

県は、協力医療機関において適切な説明・相談ができるよう協力医療機関の医師に対して、必要な教育・研修を行う。

(3) 配布対象者への周知

県は、登録した協力医療機関の名称等について、説明資料等を通じて広く一般に周知する。

(4) 費用負担等

県は、別に定めるところにより、協力医療機関の行為につき費用を弁償し又は手数料を支払う。

3 協力医療機関の対応

(1) 慎重投与対象者に対する説明・助言

医師は、慎重投与対象者に対し、原則として安定ヨウ素剤を服用することとしていること、一方で既往症や現疾病、服用薬等との関係におけるリスクがあることを説明し、配布対象者が適切に判断するよう支援する。

また、説明後に以下のとおり対応するものとする。

①受領書に説明医師の氏名・日付を記入し押印する。

②配布可となった場合は、受領書にサインを行わせ、安定ヨウ素剤を配布する。

③相談指示書に、相談に来た者が説明を受けたことを証明するサインを行い、受領書とともに回収のうえ県に送付する。

(2) 服用不適切項目該当者への対応

医師は、放射性ヨウ素の内部被ばくによる健康被害のリスクに比して、安定ヨウ素剤の服用による疾病等の増悪等によるリスクが大きいと判断される場合には、医師は安定ヨウ素剤の服用不適切項目該当者と判定することができる。

上記の判定をした医師は、受領書に服用不適切項目該当者であること、判定した医師の氏名・日付を記入のうえ、受領書を県に送付する。

第5節 安定ヨウ素剤の更新等

1 基本方針

安定ヨウ素剤の使用期限は、丸剤が5年間、ゼリー剤が3年間であるため、配布済みの住民に対して使用期限が到達する前に新しい薬剤に更新する。

2 更新方法

更新時の説明会について、第3節・3・(3)については、配布時の説明内容から大きな変更がないことと、既に受けた説明内容を把握している場合は省略することができる。

更新にあたっては、原則として前回事前配布を受けた安定ヨウ素剤との交換によるものとする。ただし、本人が適切に廃棄することが確認できた場合には、交換せずに新たな安定ヨウ素剤を渡すことができるものとする。

第6節 安定ヨウ素剤の服用量の変更に伴う追加配布及び交換

1 基本方針

(1) 安定ヨウ素剤（丸剤）の服用量は、13歳未満であれば1丸であるが、13歳以上は2丸に増え

る。そのため本県においては小学生は1丸、中学生以上は2丸として取り扱うものとし、当該年度に13歳に達する者で、すでに1丸を所持する者に追加配布を行う。

(2) 3歳から安定ヨウ素剤（丸剤）1丸の服用量となる。既に安定ヨウ素剤（ゼリー剤）を所持してい

る者は、3歳に達する年度に、安定ヨウ素剤（丸剤）を1丸配布する。

2 追加配布及び交換の取扱い

(1) 既に安定ヨウ素剤（丸剤）1丸の事前配布を受けており、当該年度に13歳に達する者の追加配

布方法

既に所持している1丸と追加で配布する1丸の更新期限がずれることを防止するため、原則既に所持している1丸と交換により2丸を配布する取扱いとする。

ただし、本人が適切に廃棄することが確認できた場合には、交換せずに新たな安定ヨウ素剤（丸剤）を渡すことができるものとする。

(2) 既に安定ヨウ素剤（ゼリー剤）の事前配布を受けており、当該年度に3歳に達する者の交換方法

原則、既に所持している安定ヨウ素剤（ゼリー剤）と交換により安定ヨウ素剤（丸剤）1丸を配

布する取扱いとする。

ただし、本人が適切に廃棄することが確認できた場合には、交換せずに新たな安定ヨウ素剤（丸剤）を渡すことができるものとする。

(3) 追加配布及び交換手続き時の説明

第3節・3・(3)については、配布時の説明内容から大きな変更がないことと、既に受けた説明内容を保護者が把握している場合は省略することができる。

(4) 追加配布及び交換する安定ヨウ素剤の更新期限

上記（1）及び（2）で追加配布又は、交換する安定ヨウ素剤（丸剤）は、既に保護者に事前配

布されている丸剤と使用期限が同じものを配布することができる。

第7節 安定ヨウ素剤の配布状況等の管理

1 受領書の管理

県は、以下の受領書について、それぞれ定める期間、適切に管理する。

配布時に回収した受領書 4年

説明会又は協力医療機関で服用不適切と判定されたために回収された受領書 永年

2 事前配布台帳による管理

(1) P A Z 安定ヨウ素剤事前配布対象者台帳（以下、「P A Z 事前配布者台帳」という。）

県は、松江市から提供を受けたP A Z内の住民の住民基本台帳データをもとにP A Z事前配布者台帳を作成更新管理する。

P A Z事前配布者台帳には松江市から提供を受けたデータのほか配布した日付、配布数量、配布した薬剤の使用期限、未配布であった場合の理由、事前配布履歴等を掲載する。

(2) U P Z 安定ヨウ素剤事前配布者台帳（以下、「U P Z 事前配布者台帳」という。）

県は、U P Z内の住民のうち事前配布説明会に参加した者をU P Z事前配布者台帳に記載して管理する。

U P Z事前配布者台帳には、氏名、生年月日、住所、事前配布申請理由、配布した日付、配布数量、配布した薬剤の使用期限、未配布であった場合の理由、事前配布履歴等を掲載する。

(3) P A Z内事業所勤務者安定ヨウ素剤事前配布者台帳（以下、「事業所勤務者事前配布者台帳」という。）

県は、P A Z内の事業所に勤務するP A Z外の住民のうち事前配布説明会に参加した者を事業所勤務者事前配布者台帳に記載して管理する。

事業所勤務者事前配布者台帳には、氏名、生年月日、住所、勤務先名、勤務先の住所、配布した日付、配布数量、配布した薬剤の使用期限、未配布であった場合の理由、事前配布履歴等を掲載する。

3 服用不適切項目該当者情報の管理

県は、説明会又は協力医療機関で服用不適切と判定された者の情報をP A Z事前配布者台帳、U P Z事前配布者台帳、事業所勤務者事前配布者台帳に記載する。

4 情報の管理

県は、原子力災害応急対策の的確な実施に資するため、P A Z事前配布者台帳、U P Z事前配布者台帳、事業所勤務者事前配布者台帳を定期的に更新するとともに、県庁及びオフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

5 関係4市への情報提供

県は、市が行う安定ヨウ素剤緊急時配布時に利用するため、松江市にはP A Z事前配布者台帳、事業所勤務者事前配布者台帳を、関係4市にはU P Z事前配布者台帳のうち、該当者が居住する市の部分を定期的に提供する。

6 情報管理区分

県は、2に規定する事前配布者台帳を、個人情報として島根県個人情報保護条例（平成12年12月26日 島根県条例第52号）に基づく適切な管理を行わなければならない。

第4章 その他の事項

第1節 安定ヨウ素剤服用時の副作用対策

1 基本方針

県及び関係4市は、協力して安定ヨウ素剤の服用時における副作用の発生に対して、適切な対応体制を整える。

2 体制の整備

(1) 受入医療機関

県は、安定ヨウ素剤による重篤な副作用の発生に備え、原子力災害時においても適切な救急医療が提供できる体制を整備する。

(2) 経過観察

関係4市、学校等及び病院等は、安定ヨウ素剤の服用にあたって、服用後の異変についてできる限り早期に把握できるよう、服用後しばらくの間（30分程度が目安）、服用した者の様態を、配布を担当した職員、医療関係者又は住民等が相互に観察することができるよう配慮する。

(3) 連絡体制

安定ヨウ素剤による重篤な副作用の発生を疑う時には、119番からの通報を前提とする。

(4) 教育・研修

県及び関係4市は、副作用が発生した際に対応が可能となるよう、関係4市の学校等に研修を実施するよう努める。

第2節 安定ヨウ素剤の誤飲防止対策

1 基本方針

県及び関係4市は、事前配布時の説明会や原子力防災訓練等の機会を通して、安定ヨウ素剤の適切な取り扱いを周知するなど、誤飲の防止に向けて取り組む

2 誤飲防止対策

(1) 説明会での注意喚起

県及び関係4市は、住民に対して避難計画に関する説明会や安定ヨウ素剤の事前配布の説明会等の機会を通じて、特に以下の事項について十分な周知を図る。

- ・服用指示を待たずに自らの判断で服用しないこと
- ・紛失や混在を避け、適切な方法で管理すること
- ・第三者への譲渡を行わないこと

(2) 原子力防災訓練

県及び関係4市は、住民が参加する原子力防災訓練を通じて安定ヨウ素剤の適切な服用について住民に周知を図る。

(3) その他

県は、安定ヨウ素剤を配布対象者毎に配布する際は、他の薬剤と混同しないよう、注意喚起が可能な薬袋に入れて配布する。

また、薬袋の中には、服用上の注意事項なども併せて入れて渡す。

第3節 住民への周知・問合せ対応

1 基本方針

県及び関係4市は、安定ヨウ素剤の配布・服用を含む原子力災害時の避難計画について、適切な知識に基づく避難等の行動を行えるよう、日頃から住民への周知を図るとともに、相談体制を整える。

また、服用指示が出た際に、服用を優先すべき対象者や保護者等が服用をちゅうちょするがないよう、安定ヨウ素剤を服用することによる副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいことについて、日頃から住民への周知を図る。

2 住民等への周知

県及び関係4市は、対象者毎に適切な方法により、避難方法と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用に関する情報の周知に努める。

周知にあたっては、住民以外にも、事業所で勤務する者やホテル宿泊者などにも配慮するものとする。

住民等への周知にあたっては、無用な不安や根拠のない風評を招くことがないよう、正しい情報を十分な配慮のうえで伝えるものとする。

3 問合せ窓口

県は、以下により住民からの安定ヨウ素剤の服用に関する医学的な質問に対して対応可能な電話問合せ窓口を設ける。

電話番号 0852-22-5688（島根県健康福祉部医療政策課）

対応時間 平日 9:00~17:00

関係4市は、地域防災計画または避難計画において、安定ヨウ素剤の配布手続きに関する問い合わせに対応可能な住民相談窓口の設置を定めておく。